情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

区内の一般の交通に供する道路沿いのブロック塀等の点検調査等業務の委 託について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:都市計画部建築調整課)

事業の概要

事業名	区内の一般の交通に供する道路沿いのブロック塀等の点検調査等業務
担当課	建築調整課
目的	ブロック塀(※1)、万年塀(※2)、石積塀(※3)(以下「ブロック塀等」という。) を点検調査し、当該ブロック塀等の所有者又は管理者に対して適正な維持管理の周知・ 啓発を図るとともに、危険な箇所については指導を行うことにより、震災時等の安全化
	を図る。
	※1…コンクリートブロックで造られた塀
	※2…鉄筋コンクリート製の支柱を土中に埋め、支柱間にコンクリートの平板を落とし
	込んだ塀
	※3…石を積んで造られた塀 区内の一般の交通に供する道路沿いのブロック塀等の所有者又は管理者
事業内容	区では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震による小学校のブロック塀
学未 门分	の倒壊事故を受け、同様の事故を防止するため、区内の一般の交通に供する道路沿いの
	ブロック塀等の点検調査等業務を行うこととする。点検調査等業務は、平成30年8月に
	区職員が行ったブロック塀等の設置状況の調査結果をもとに実施する。現地調査、安全
	化指導には、高度な技術と知識が必要であり、専門的な知識と経験を有する業者に以下
	の業務を委託することとする。なお、点検調査等業務を実施する前に広報しんじゅくで
	点検調査等業務への協力依頼を区民へ周知する。また、委託業者が個別訪問する際には、
	区が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用させることとする。
	1 調査対象
	(1)区内の一般の交通に供する道路沿いのブロック塀等
	・ブロック塀、万年塀は、高さ 1.0m以上のもの
	・石積塀は、高さ 0.6m以上のもの
	2 委託業務(資料29-1のとおり)
	(1) 区から提供されたブロック塀等の所在地への訪問及び所有者又は管理者への説明
	① 区から提供されたブロック塀等の所在地が分かる地図をもとに、当該所在地へ訪問し、居住する所有者又は管理者に点検調査の趣旨を説明し、了承を得て宅地内外
	同し、居住9つ所有有又は官理有に点機調査の趣自を説明し、
	② 上記①の訪問の際、居住する所有者又は管理者が不在の場合は、宅地外からの点
	検調査を実施し、点検調査を行った旨のチラシ(資料29-2)を投函する(本人へ
	の通知)。また、別日に再度訪問し、当該所有者又は管理者に点検調査の趣旨を説明
	し、了承が得られれば追加点検調査を実施する。
	(2) ブロック塀等の点検調査
	① 主に以下項目について点検調査を行う。
	・ブロック塀等の場所、高さ、厚さ、基礎
	・控え壁(※1)の突出の長さ、間隔
	・補強工事の有無、透かしブロック(※2)の有無
	・塀の状況(亀裂、破損、傾斜、ぐらつき、劣化)
	※1…壁の安定性を高めるため、適当な間隔で壁面から突出させた柱状の部分)
	※2…ブロック塀等の装飾性や通気性を高めるために用いる、穴のあいたコンク
	リートブロック ② 報告書作成のため、所有者又は管理者の氏名、住所、電話番号を調査する。(※3)
	※3 本人からの収集、住居表示プレート・住宅地図等をもとに調査する。
	(3) 報告書の作成及び通知書の作成・印刷・封入封緘
	① 調査結果をもとに、報告書を作成し、区に提出する。
	② 通知書を作成し、印刷、封入封緘する。(※4)
	※4 所有者又は管理者への通知書の発送は区が行う。
	3 対象予定箇所 約 11,000 箇所

<u>件名 区内の一般の交通に供する道路沿いのブロック塀等の点検調査等業務の</u> <u>委託について</u>

保有課(担当課)	建築調整課
登録業務の名称	コンクリートブロック塀等の点検調査及び安全化指導
委託先	未定(入札又は随意契約による) ※1級建築士又は2級建築士、特定建築物調査員資格者を有する委託先と する。
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【本業務に係る所有者又は管理者に係る情報項目】 委託先に提供する情報項目:対象ブロック塀等の所在地 委託先に収集させる情報項目:所有者又は管理者の住所・氏名、劣化や損 傷が著しいブロック塀等の所有者又は管理者の電話番号、点検調査結果
処理させる情報項目の記 録媒体	紙(調査書、報告書及び通知書)、電磁的媒体(委託先のパソコン及びCD-R)
委託理由	ブロック塀等の安全度について評価を行うという専門技術的知識を要する ため、当該専門ノウハウを有する業者に行わせる方がより効率的に行うこと ができるため
委託の内容	(1) 区から提供されたブロック塀等の所在地への訪問及び所有者又は管理者への説明 ① 区から提供されたブロック塀等の所在地が分かる地図をもとに、当該所在地へ訪問し、居住する所有者又は管理者に点検調査の趣旨を説明し、了承を得て宅地内外からの点検調査を実施する。 ② 上記①の訪問の際、居住する所有者又は管理者が不在の場合は、宅地外からの点検調査を実施し、点検調査を行った旨のチラシ(資料29-2)を投函する(本人への通知)。また、別日に再度訪問し、当該所有者又は管理者に点検調査の趣旨を説明し、了承が得られれば追加点検調査を実施する。 (2) ブロック塀等の点検調査 ① 主に以下項目について点検調査を行う。 ・ブロック塀等の場所、高さ、厚さ、基礎・控え壁の突出の長さ、間隔・補強工事の有無、透かしブロックの有無・塀の状況(亀裂、破損、傾斜、ぐらつき、劣化) ② 報告書作成のため、所有者又は管理者の氏名、住所、電話番号を調査する。 (3) 報告書の作成及び通知書の作成・印刷・封入封緘 ① 調査結果をもとに、報告書を作成し、区に提出する。 ② 通知書を作成し、印刷、封入封緘する。
委託の開始時期及び期限	平成30年10月下旬から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。

- 2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
- 3 委託先から受け取った調査書、報告書及び封入された通知書は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
- 4 区が提供するブロック塀等の所在地が分かる地図(紙)は、委託先に直接引き取らせるようにする。
- 5 紙の廃棄及びデータの消去が完了した後は、区にその旨の報告書を提出 させる。

【運用上の対策】

- 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。
- 2 収集した情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。
- 3 委託先が取り扱う情報は、個別訪問を実施する際に持ち出す場合を除き、 業務を行う執務室から持ち出させない。
- 4 業務を行う執務室から個人情報を持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じ させる。
- 5 調査書、報告書及び封入した通知書は、概ねひと月ごとに区に直接持参させる。
- 6 区から提供されたブロック塀等の所在地が分かる地図(紙)は、委託先 に直接引き取らせる。
- 7 封緘した通知書を区に提出した後は、速やかに保有した個人情報(紙) はシュレッダーで廃棄させ、電磁的媒体(委託先のパソコン)については、 データを消去させる。紙の廃棄及びデータの消去が完了した後は、区にそ の旨の報告書を提出させる。

【システム上の対策】

- 1 取扱者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。
- 2 報告書の作成作業を行うパソコンは、外部ネットワークからの不正接続 や内部からの情報漏えいがないよう、インターネット接続からのログアウトをするなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。
- 3 委託先のパソコンに収集した保存する場合は、パスワードを付して暗号 化するとともに、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報への アクセス制御を徹底させる。
- 4 電磁的媒体 (CD-R) を使用する場合にも、パスワードを付して暗号化させる。
- 5 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。

受託事業者に行わせる情報保護対策

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若 しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を 行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を 行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。